

写

十和田基署発 0118 第 1 号
令和 5 年 1 月 18 日

関係団体各位

十和田労働基準監督署長

時間外労働に係る割増賃金率の引上げ及び上限規制等について (周知、広報及び協力依頼)

日頃から、労働行政の運営に御協力いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」は、平成 30 年 7 月 6 日に公布され、同法に関連する労働基準法の改正に関する規定のうち、今後、施行される内容（一部は施行済み）は、下記 1 のとおりとなりますので、貴殿においても御了知頂くとともに、下記 2 及び 3 をご活用いただく等により、関係事業者等に対する周知、広報誌や Web サイトへの掲載等について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 労働基準法の改正の概要

(1) 時間外労働割増賃金率の引上げ

令和 5 年 4 月 1 日から、中小事業主についても、1 か月について 60 時間を超える時間外労働の割増賃金は、現在の 2 割 5 分以上の率から 5 割以上の率に引上げられます。

なお、大企業は、既に 1 か月について 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金は 5 割以上の率となっています。

(2) 時間外労働の上限規制

令和 2 年 4 月 1 日から、すべての事業主に、時間外労働の上限規制が適用され、時間外労働は限度時間を超えない時間に限るものとなっておりますが、適用が猶予されている建設事業、自動車運転の業務及び医師についても令和 6 年 4 月 1 日から時間外労働の上限規制が適用されます。

時間外労働の上限規制の概要については、別紙のとおりです。

(3) 年次有給休暇の年 5 日付与の義務化 (施行済)

平成 31 年 4 月 1 日から、年次有給休暇の付与日数が 10 労働日以上の労働者について、年次有給休暇のうち 5 日は、基準日から 1 年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならないことになっています。

2 働き方改革推進支援センターの設置

青森労働局においては、中小企業・小規模事業者等に対する「働き方改革」の相談窓口として、働き方改革推進支援センターを設置しています。

3 リーフレット等

同封のリーフレット等の一部については、青森労働局ホームページ (ニュース&トピックス > 労働基準監督署からのお知らせの「十和田労働基準監督署」、https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase.html) 及び以下の二次元コードに掲載しておりますので、御活用願います。

(青森労働局ホームページの労働基準監督署からのお知らせ二次元コード)



十和田労働基準監督署 〒034-0082 十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎 3 階 電話 0176-23-2780 担当：監督係

時間外労働の上限規制の概要について

1 時間外労働の限度時間

時間外労働・休日労働に関する協定（三六協定）において、定めることができる時間外労働の上限は下表のとおり。

対象期間	限度時間	1年単位の変形労働時間制の場合の限度時間
1か月	45時間	42時間
1年	360時間	320時間

2 特別条項

事業場において通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に、1の限度時間を超えて労働させる必要がある場合は下表のとおり。

対象の労働時間・休日労働	期間等	上限
時間外労働及び休日労働の合計	1か月	100時間未満
時間外労働	1年	720時間以内
限度時間を超えることができる月数	1年	6か月(6回)以内
時間外労働及び休日労働の合計	2～6か月の各期間	1か月当たり平均時間それぞれ80時間以内

3 建設事業（工作物の建設の事業その他これに関連する事業）

上記2が適用されます。

なお、災害時における復旧及び復興の事業については、上記2のうち、並びに は適用しないものとなります。

なお、「自動車運転の業務（一般乗用旅客自動車運送事業の業務、貨物自動車運送事業の業務その他の自動車の運転の業務）」及び「医業に従事する医師」については、記載を省略しています。